

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。
 - (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。

また、資金調達の円滑化を図るため、セーフティネット保証制度については、保証5号の指定業種を拡大するとともに、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。
 - (3) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチングや税財政措置の拡充など、引き続き幅広い支援を行うこと。
 - (4) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
 - (5) 新たな地域経済の担い手を創出するため、創業予定者に対する支援策を拡充すること。
 - (6) 事業者のキャッシュレス導入に係る費用負担の軽減措置を継続的に実施すること。
 - (7) 商店街の活性化に向け、アーケード等の共同施設の適正な管理及び商店街における起業等に対する支援を充実すること。

また、商店街の自立的な活動を促進するため、買い物弱者対策など必要な支援を講じること。

3. 離島を取り巻く環境は、著しい人口減少や高齢化の進展など、依然として厳しい状況にあることから、離島振興を推進すること。

4. 競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可については、地元自治体の同意を条件とするよう「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改正すること。

5. 大規模自然災害の被災地における中小企業・小規模事業者の事業継続に向けて、グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金）の定額補助要件の緩和等を行うこと。

また、自衛水防に係る支援など、必要な措置を行うこと。

6. 東日本大震災関係

グループ補助金については、仮復旧や段階的な復旧事業を補助対象とするなど、柔軟に活用できる制度とすること。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関係

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じるとともに、各種支援策が円滑に進むよう相談体制等を強化するほか、以下の措置を講じること。

(1) 政府系金融機関等による特別貸付の融資枠の拡大、無利子期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。

また、既往債務の借換については、事業者の負担軽減に資する制度とすること。

(2) 中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の事業継続を強力に推進するため、持続化給付金の複数回給付や給付期間の延長など、万全な対策を講じること。

また、持続化給付金の実施に当たっては、都市自治体が十分に事業者をサポートできるよう迅速かつ的確な情報提供を行うこと。

(3) 家賃支援給付金については、更なる支援金額の拡充及び支援期間の延長等を行うとともに、手続きの簡素化や支給の迅速化を図ること。

また、感染症の影響を乗り越えるための感染防止対策や前向きな投資を行う事業者に対し、積極的な支援を講じること。

(4) 建設業や製造業等において、輸入部品や資材等の調達が滞り生産体制に深刻な影響が生じていることから、国内調達が可能となるよう日本での代替生産などを行う企業等に対する支援制度を拡充するとともに、積極的に地方都市への誘導を図ること。

(5) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。

(6) 新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が懸念されることから、都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。